

実効性、効率性及び利便性を高める方策

(特定適格消費者団体の情報取得手段の在り方、手続のIT化)

令和3年8月5日

消費者庁

事業者に関する情報の取得手段の在り方

検討事項

- ① 適格消費者団体と特定適格消費者団体との連携協力について、法文上明確にすることとしてはどうか

連携協力の例: 適格消費者団体が保有する差止請求等に関する情報の提供

各地の特定適格消費者団体と適格消費者団体とが相互に連携して消費者被害に関する情報収集活動(110番等)を行う 等

- ② 第三者に協力を求めることが考えられるか

協力を求める例: 被告とする事業者の所在等の情報を保有する第三者への団体の協力要請

- ③ その他に考えられるものはあるか

【関係する主な意見】

- 共通義務の存否に関わる情報については、適格消費者団体の他の訴訟案件等で既に明らかになっている情報があれば、積極的に開示、活用できるような方策も整備していただきたい。
- 適格消費者団体が差止請求を行った場合の記録の提供については、当然できてしかるべきかと思っていた。条文上は必ずしもそれができることは明確になっていないということであれば、この点については当然あり得るべき連携のスタイル、形だと思われ、条文上明確にするのが良いのではないか

手続のIT化（特例法上の規律にかかるものについて）

検討事項

特例法上の手続に関して、民事訴訟法に関する議論状況も踏まえ、下記の点について、どのように考えるか

- ① 民事訴訟法等の手続法が基本的に直接適用される手続（共通義務確認訴訟、異議後の訴訟、民事保全手続及び民事執行手続）について、当該手続法上の規律が変更される場合に、特例法上特に留意すべき事項があるか
- ② 民事訴訟法を準用する簡易確定手続について、民事訴訟法上の規律が変更される場合の形式的な準用関係の見直し以外に特に留意すべき事項があるか
- ③ 特例法独自の規定について、民事訴訟法等の手続法の規律が変更される場合に特に留意すべき事項があるか、また、裁判手続以外の手続に関する規定でIT化に向けて特に検討を要するものがあるか